

(1) 防犯灯設置費補助金

市では、安心して安全な地域づくりを推進するため、自治会等が設置管理する防犯灯の新設、更新、修繕、移設、撤去、専用柱の設置及び撤去に要する経費の一部を補助しています。

※ 予算に限りがあり年度途中で補助を締め切る場合がありますので、事前に 手続窓口にご確認ください。

※ **1 団体当たりの申請制限（6 件/年度）**

※ 令和 3 年度から補助の条件等が変更となっています。ご注意ください。

【補助要件】 全ての要件を備える必要があります。

- ・ 防犯灯は、地域の実情に即し、防犯上の必要により道路等に設置すること。
- ・ 防犯灯は、既存の電柱又はこれに類するものに取り付けること。
(ただし、既存の電柱が無い場合は、専用柱を設けることができる。)
- ・ 設置後の維持管理（電気料の支払いや機器の管理など）は、すべて設置者において行うこと。

【補助金額】

区分			補助金の額（1 灯又は 1 本につき）	
			交付額	限度額
防犯灯設置費補助金	新設	防犯灯（LED）	設置費用の 4 / 5 (100円未満切捨て)	20,000円
		防犯灯（LED）専用柱		20,000円
	更新	防犯灯（LED）		20,000円
	修繕	防犯灯（LED）		6,000円
	移設	防犯灯（LED）		17,000円
	撤去	防犯灯		撤去費用の 4 / 5 (100円未満切捨て)
防犯灯専用柱		20,000円		

※新設には、既設の防犯灯（蛍光灯等）から防犯灯（LED）への更新を含みます。

※防犯灯専用柱の新設は、防犯灯（LED）を同時に新設する場合に限りです。

※修繕は電球の交換は除きます。

※防犯灯専用柱の撤去は、防犯灯を同時に撤去する場合に限りです。

※大津島地区の限度額は、上記限度額に 5,000 円を加算した額になります。

【補助対象者】

- ・自治会、複数の自治会により組織された団体等

【申請方法】

① 申請書等の提出

- ・補助金交付申請書
- ・防犯灯位置図（申請箇所に赤印を記入したもの）
- ・施工業者の見積書（原本で内訳が分かるもの）

※補助金を決定する際、一灯毎の工事費用を見積書で把握する必要があります。

そのため一度に複数の防犯灯の補助を申請される場合、必ず一灯毎の工事費用が確認できる見積書を提出してください。

- ・専用柱（新設）の場合 私有地に設置（土地所有者の承諾書の写し）
市道等に設置（道路占用許可書の写し）

② 補助金交付決定

市担当課又は防犯協議会から決定についてお知らせします。決定後、工事を発注してください。

③ 実績報告書の提出

施工完了後、すみやかに実績報告書等を提出してください。

- ・実績報告書
- ・領収書（施工業者からの領収書）※写し可。振込依頼書の写しは不可。
- ・施工後の写真（全体写真と拡大写真の両方があること）

※全体写真（地面が見えること）

※拡大写真（照明部等の器具がはっきり確認できること）

※撤去や移設の場合は、工事前後の写真を添付すること

④ 補助金の支払い

実績報告書の提出後、補助金を支払います。交付請求書を提出してください。

※防犯協議会での手続き(夜市・戸田・湯野地区を除く徳山地域)については、上記と異なる場合がございますので、事前に防犯協議会(21-1450)にご確認ください。

【防犯灯設置費特別補助金について】

学校長が認定した小中学生の通学路を対象とした「防犯灯設置費(特別)補助金」を設けています。

この特別補助金は、設置場所が自治会の境に位置し、異なる自治会の人家と人家の通学路上の距離がおおむね100メートル以上である必要があります。

詳しくは、生活安全課にお問い合わせください。

【手続窓口・問い合わせ先】

地域等	窓口・問い合わせ先	電話番号
徳山地域	周南防犯協議会(周南警察署内)	☎(0834)21-1450
徳山地域 (夜市・戸田・湯野地区)	新南陽総合支所地域政策課	☎(0834)61-4215
新南陽地域	新南陽総合支所地域政策課	☎(0834)61-4215
熊毛地域	熊毛総合支所地域政策課	☎(0833)92-0008
鹿野地域	鹿野総合支所地域政策課	☎(0834)68-2331
特別補助金	生活安全課(本庁2階)	☎(0834)22-8240